

第1回 会社の種類と数

2023/03/03 (金) 10:00

「日本とウズベキスタンの会社法」

Corporate Law in Japan and Uzbekistan

講師：得津 晶（一橋大学ビジネスロー専攻）

Lecturer: Akira TOKUTSU (Hitotsubashi University Business Law)

自己紹介

• 得津 晶（とくつ あきら）

一橋大学大学院ビジネスロー専攻教授（専門：金融法・会社法）

「一橋大学ビジネスロー専攻」とは・・・？

- 社会人のための大学院（社会人経験2年以上必要）
- 外国籍の学生も在学中・「日本で働いている」外国籍の方に限られる
= **ごめんなさい**。みなさんの**卒業直後の留学先にはなりません**。。。

前任校までの指導実績（主指導教授のみ）

2007～2014：北海道大学大学院法学研究科（北海道・札幌）

日本人博士課程2名（PhD獲得・日本の大学教員）

外国人修士課程2名（中国人）

2014～2022：東北大学大学院法学研究科（仙台）

日本人博士課程1名（大学院在学中）

外国人博士課程4名（1名PhD獲得済・3名在学中・全員中国人）

外国人修士課程4名（2名修士獲得・2名在学中・中国人2名、台湾人1名、ベトナム人1名）

2020：ハノイ法科大学日本法教育研究センター非常勤セミナー講師（オンライン実施）

「ベトナムの大学生のための日本の会社法入門」東北ローレビュー10号65-79頁（2022）

<http://www.law.tohoku.ac.jp/staging/wp-content/uploads/2022/03/vol10.04.pdf>

◆参考：HBL（全員日本人社会人学生）

2022年度：修士課程学生20名（うち8名学位取得）・博士課程学生4名（うち2名博士号取得）



一橋大学・国立
(東京)



北海道大学
(札幌)



東北大学
(仙台)



一橋大学・千代田
(東京)



スケジュール

- 第1回：会社の種類・数
- 第2回：株式会社の機関・取締役会の役割
- 第3回：コロナ禍での株主総会
- 第4回：会社法の論文テーマを探そう

今日の授業内容

質問

みなさんはウズベキスタンの会社法の授業を履修しましたか？

※スタッフからは半分くらいの学生が履修・残り半分は未履修

この授業の目的

- 60分×4回
 - 2023年3月3日（金）2コマ
 - 2023年3月6日（月）2コマ
- 日本の会社法をウズベキスタンの会社法と「比較」しながら学ぶ
 - 主な想定学生：ウズベキスタンの会社法を学んでいる学生
 - ※ウズベキスタン会社法を学んでいない学生は日本の会社法を機会にウズベキスタンの会社法を学んでほしい
 - 目標：「比較会社法」の視点を学ぶこと
 - ×「日本の会社法」を4時間ですべて学ぶのは無理
 - 「なぜ日本とウズベキスタンで違いがあるのか」答えはわからないけど考えてほしい
- ウズベキスタンの会社法については「グループディスカッション」と「質疑応答」
 - 事前予習課題を中心に「グループディスカッション」を多用
 - 会社法を学んだ学生と学んだことない学生との間で「学びあい」「教えあい」

日本とウズベキスタン



ウズベキスタン

人口：3600万人
面積：44万8978km²
GDP：800億ドル
(2022)
国民1人あたり
GDP：2755ドル

日本

人口：1億2480万人
面積：37万7975km²
GDP：4兆3000億ドル
(2022)
国民1人あたり
GDP：3万4358ドル

比較の視点が重要

- 経済状況・社会環境が違う
- 「日本が進んでいる」「ウズベキスタンが遅れている」ではない
それぞれ「環境」が異なる

日本法の立ち位置

- 大陸法と英米法

- ① 大陸法：「制定法」を中心とする法体系
「大陸」とは「ヨーロッパ大陸」のこと

- 1) フランス系

- 2) ドイツ系

- 3) スカンジナビア系

- ② 英米法：「判例法」を中心とする法体系

- ⇒日本は大陸法（ドイツ法系）といわれる

- 民法：1890年、ボワソナード（フランス人）が旧民法を起草＝フランス法の影響

- その後、1896年・1898年、日本人（穂積陳重、富井政章、梅謙次郎）の手によって新民法典が起草＝ドイツ法の影響

質問：ウズベキスタンは大陸法か？それとも英米法か？

旧社会主義国の特色？

大陸法か英米法か？→制定法を中心にするなら大陸法

日本の会社法の立ち位置

• 1899年（明治32年）：商法制定

商法の中に「会社法」（会社・株式会社に関するルール）は含まれる

← **ドイツ法**の強い影響

旧商法（1890年〔明治23年〕）起草者：ヘルマン・レースラー（ドイツ人）

- 1907年（明治40年）改正
- 1938年（昭和13年）改正：有限会社法制定

• 1950年（昭和25年）商法改正

アメリカ法の影響 ← 1945年第2次世界大戦敗戦・GHQ統治下

「取締役会」制度の導入

- 1974年（昭和49年）改正：監査制度強化
- 1981年（昭和56年）改正：監査制度強化＋利益供与禁止（総会屋対策）
- 1991年（平成2年）改正：最低資本金制度導入（ドイツ法的）
- 平成の改正期

1993年（平成5年）、1994年（平成6年）、1997年（平成9年）、1999年（平成11年）、2000年（平成12年）、2001年（平成13年（3回））、2002年（平成14年）、2003年（平成15年）、2004年（平成16年）改正

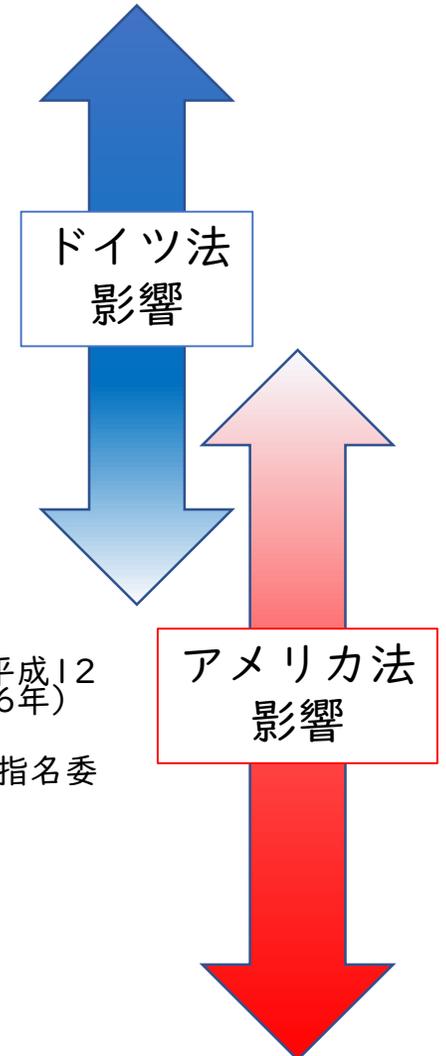
組織再編の多様化（会社分割・株式交換・株式移転などの導入）・取締役会中心のガバナンスの選択肢（指名委員会等設置会社の導入）・自己株式・種類株式の多様化＝アメリカ法的な規律

• 2005年（平成17年）：会社法制定

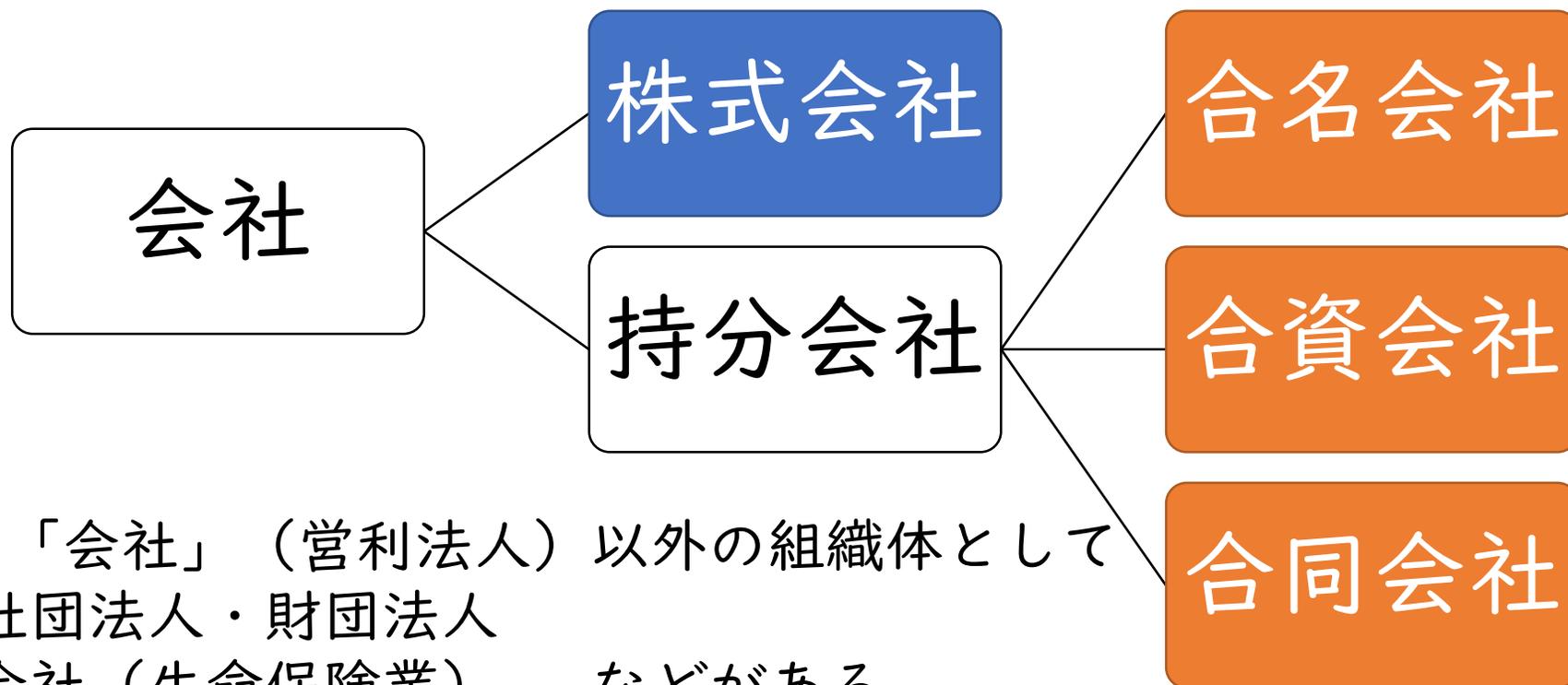
有限会社法廃止：有限会社を株式会社へ一本化

最低資本金廃止

- 2014年（平成26年）改正
- 2019年（令和元年）改正



日本の会社の種類



※そのほか「会社」（営利法人）以外の組織体として
- 一般社団法人・財団法人
- 相互会社（生命保険業） などがある

※「有限会社」は2005年に廃止・株式会社に統合

	持分会社			株式会社
	合名会社	合資会社	合同会社	
社員の責任	無限責任	有限責任と無限責任の混在 (有限責任社員と無限責任社員)	有限責任	有限責任
定款自治 (会社法の厳しさ)	定款自治広い (規制緩い)			定款自治狭い (規制厳しい)

合同会社と株式会社の差は「定款自治の広さ」

種類別・資本金別会社数

	1000万円 以下	1000万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超	合計	構成比
株式会社	2,225,768社	337,935社	14,279社	5,490社	2,583,472社	92.1%
合名会社	3,214社	137社	1社	0社	3,352社	0.1%
合資会社	12,508社	457社	3社	1社	12,969社	0.5%
合同会社	133,170社	837社	116社	19社	134,142社	4.8%
その他	53,452社	15,802社	603社	579社	70,436社	2.5%
合計	2,428,112社	355,168社	15,002社	6,089社	2,804,371社	100.0%

令和2年度分会社標本調査・調査結果報告（2022年5月）14頁
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon2020/pdf/R02.pdf>

グループディスカッション

- ウズベキスタンには会社の種類としてどのような会社があるのでしょうか？それらはそれぞれどのような特徴があるのでしょうか。
- ウズベキスタンに会社の数はどれくらいあるのでしょうか。会社の種類ごとにどれくらいあるか調べられるのでしょうか。会社の数はどこで調べることができるのでしょうか？

ウズベキスタンの会社の種類は？

- 「株式会社」はありますか？
- 「株式会社」とは別に「有限会社」はありますか？
- 「株式会社」とは大会社だけですか？それとも中小企業も含まれますか？
- 社員が無限責任を負う会社はありますか？
- 社員が有限責任の会社が複数ある場合はそれぞれどのような違いがありますか？
- 会社の種類ごとに数はどれくらいあるか調べられますか？

Wikipediaではだめなのか？

- 答え：場合による

(絶対にダメというわけではない)

- 研究のスタートの段階ではWikipediaでもなんでも使えるものはすべて使う
 - 「研究計画書」でも場合によっては認められる
 - だが、Wikipediaは「いつ書き換えられるかわからない」／誰が書いたかわからないので信頼できない
- ⇒Wikipediaの記事・数字の「出典」を調べればよい。

上場会社

- 証券市場（金融商品取引所・証券取引所）で株式が取引されている会社のこと

プライム	スタンダード	グロース	TOKYO PRO Market	合計
1,835社 うち外国会社1社	1,447社 うち外国会社2社	514社 うち外国会社3社	69社 うち外国会社0社	3,865社 うち外国会社6社

（2023年3月1日現在）

日本取引所グループウェブサイト

<https://www.jpx.co.jp/listing/co/index.html>

市場区分（2022年4月4日変更）

- 旧基準（東証1部・東証2部・JASDAQ・マザーズ）を廃止
 - プライム：流通株式時価総額100億円以上など（旧東証第1部の中の大規模）
 - スタンダード：流通株式時価総額10億円以上など（旧東証第1部中の小規模＋旧東証第2部＋旧JASDAQ）
 - グロース：流通株式時価総額5億円以上など（旧JASDAQ＋旧マザーズ）
 - TOKYO PRO Market：機関投資家などプロ投資家のみ取引可能

日本の上場会社数は3,800社

- 多い

→日本の経済が発展しているから？

アメリカ合衆国

- New York Stock Exchange (ニューヨーク証券取引所) 2,546社

- NASDAQ 3,765社

(中国、ブラジル等外国の大手企業も含む)

中華人民共和国

- 上海市場 (Shanghai) : メインボード2,265社・GEM340社

- 深セン市場 (Shenzhen) : メインボード1,164社・科創板504社

- 香港市場 (Hong Kong) : メインボード1,504社・創業板1,233社

⇒日本の上場基準が(諸外国と比べて) 緩い

日本の上場会社の特徴：株式所有構造

- 株式所有構造が分散している

← 大株主によるコントロールが効かない・「経営者天国」

国名	企業数	分散保有	支配株主	支配株主の属性			
				同族	政府	分散保有会社	金融機関
香港	330	7.0	93.0	66.7	1.4	19.8	5.2
インドネシア	178	5.1	94.9	71.5	8.2	13.2	2.0
日本	1,240	79.8	20.2	9.7	0.8	3.2	6.5
韓国	345	43.2	56.8	48.4	1.6	6.1	0.7
マレーシア	238	10.3	89.7	67.2	13.4	6.7	2.3
フィリピン	120	19.2	80.8	44.6	2.1	26.7	7.5
シンガポール	221	5.4	94.6	55.4	23.5	11.5	4.1
台湾	141	26.2	73.8	48.2	2.8	17.4	5.3
タイ	167	6.6	93.4	61.6	8.0	15.3	8.6

S. Claessens et al. Journal of Financial Economics 58 (2000) 103

日本の上場会社の特徴：株式所有構造

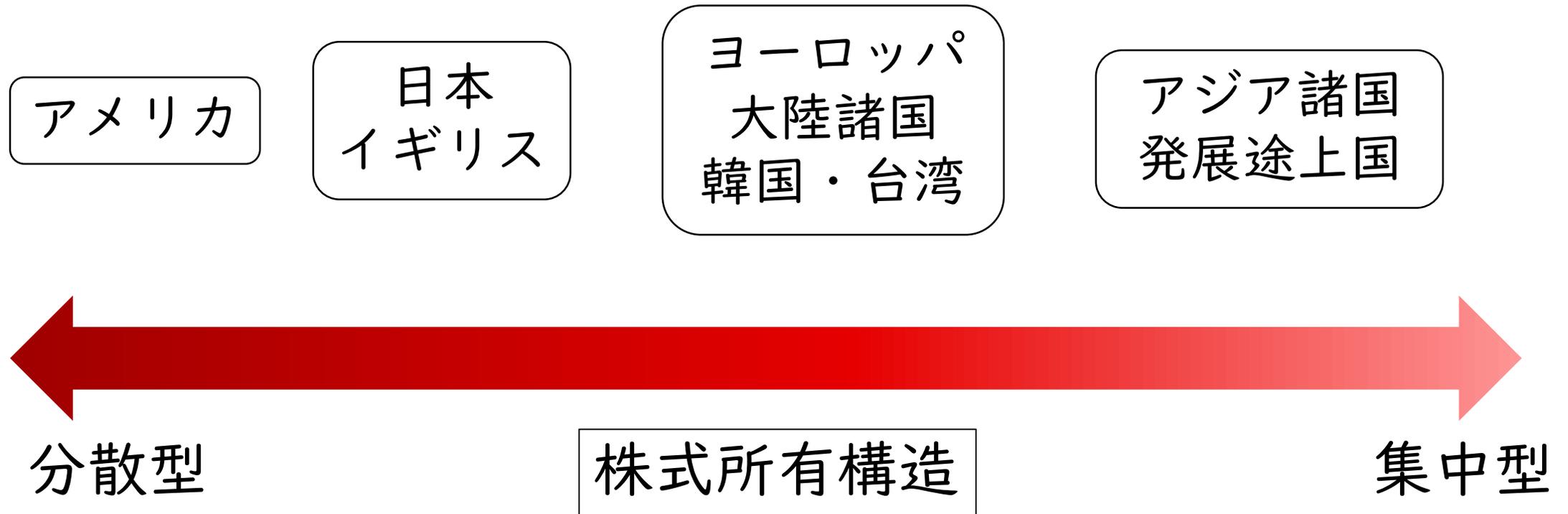
西ヨーロッパ諸国の上場会社の支配株主の有無

国名	サンプル数	分散保有	支配株主	支配株主					
				家族	政府	分散保有会社	金融機関	その他	持合
オーストリア	99	11.11	88.89	52.86	15.32	0.00	8.59	11.11	1.01
ベルギー	130	20.00	80.00	51.54	2.31	0.77	12.69	12.69	0.00
フィンランド	129	28.68	71.32	48.84	15.76	1.55	0.65	4.52	0.00
フランス	607	14.00	86.00	64.82	5.11	3.79	11.37	0.91	0.00
ドイツ	704	10.37	89.63	64.62	6.30	3.65	9.07	3.37	2.62
アイルランド	69	62.32	37.67	24.63	1.45	2.17	4.35	5.07	0.00
イタリア	208	12.98	87.01	59.61	10.34	2.88	12.26	1.20	0.72
ノルウェイ	155	36.77	63.23	38.55	13.09	0.32	4.46	4.54	2.27
ポルトガル	87	21.84	78.16	60.34	5.75	0.57	4.60	6.90	0.00
スペイン	632	26.42	73.57	55.79	4.11	1.64	11.51	0.47	0.05
スウェーデン	245	39.18	60.82	46.94	4.90	0.00	2.86	5.71	0.41
スイス	214	27.57	72.43	48.13	7.32	1.09	9.35	6.31	0.23
イギリス	1,953	63.08	36.92	23.68	0.08	0.76	8.94	3.46	0.00
合計	5,232	36.93	63.08	44.29	4.14	1.68	9.03	3.43	0.51

日本の上場会社の特徴：株式所有構造

各国の株式保有構造(2006年)	(単位%)				
	米国	日本	ドイツ	フランス	イギリス
家計	38.9	18.1	13.8	5.8	12.8
企業	NA	20.7	36.4	12.5	2.7
公的セクター	0.4	0.3	2.1	12	0.1
非金融セクター 計	39.3	39.1	52.3	30.3	15.6
銀行	0.2	14.3	10.8	8.7	3.4
保険企業・年金ファンド	26.8	11.1	4.2	7.1	27.4
投資ファンド・その他金融機関	23.4	7.5	12.9	13.2	13.6
金融セクター 計	50.4	32.9	27.9	29	44.4
その他(外国人)	10.1	28	19.7	40.7	40
計	100	100	100	100	100

日本の上場会社の特徴：株式所有構造



グループディスカッション

- ウズベキスタンに上場会社はどれくらいの数あるのでしょうか？それはどこで調べることができるのでしょうか？
- ウズベキスタンの上場会社の株式所有構造は分散しているのでしょうか。それとも少数の大株主に集中しているのでしょうか。国家や財閥のようなグループが上場会社の株式の多数を保有しているのでしょうか。

会社に対するルール

- 会社法：すべての会社に適用
 - 1つの法律に株式会社・持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）で異なるルール
- 金融商品取引法（証券法）：上場会社
- ソフトロー（国家法以外のルール）
 - 上場規則（取引所の作成したルール）
 - コーポレートガバナンス・コード（上場規則に組み入れ）
 - スチュワードシップコード（機関投資家向けのソフトロー）

グループディスカッション

- ウズベキスタンの会社を規律するルールにはどのようなものがありますか。
- 会社法のほかに証券法はありますか。
- 証券取引所の上場規則やコーポレートガバナンスコード、スチュワードシップコードなどのソフトローはありますか。それぞれどのような内容が定められていますか。

質問等は気軽にメールでどうぞ

得津 晶 (Akira TOKUTSU)

mailto: a.tokutsu@r.hit-u.ac.jp

第2回 株式会社の機関 取締役会の役割

2023/03/03 (金) 11:00

「日本とウズベキスタンの会社法」

Corporate Law in Japan and Uzbekistan

講師：得津 晶（一橋大学ビジネスロー専攻）

Lecturer: Akira TOKUTSU (Hitotsubashi University Business Law)

日本の株式会社

- 小規模閉鎖会社～大規模上場会社まで幅広く含まれる

→ 「株式会社」の中でもさまざまな類型
類型ごとにルールが異なる

一番基本となる基準：「**株式譲渡制限の有無**」

- 定款に株式譲渡に会社（取締役会）の承認を必要とする規定があるか否か

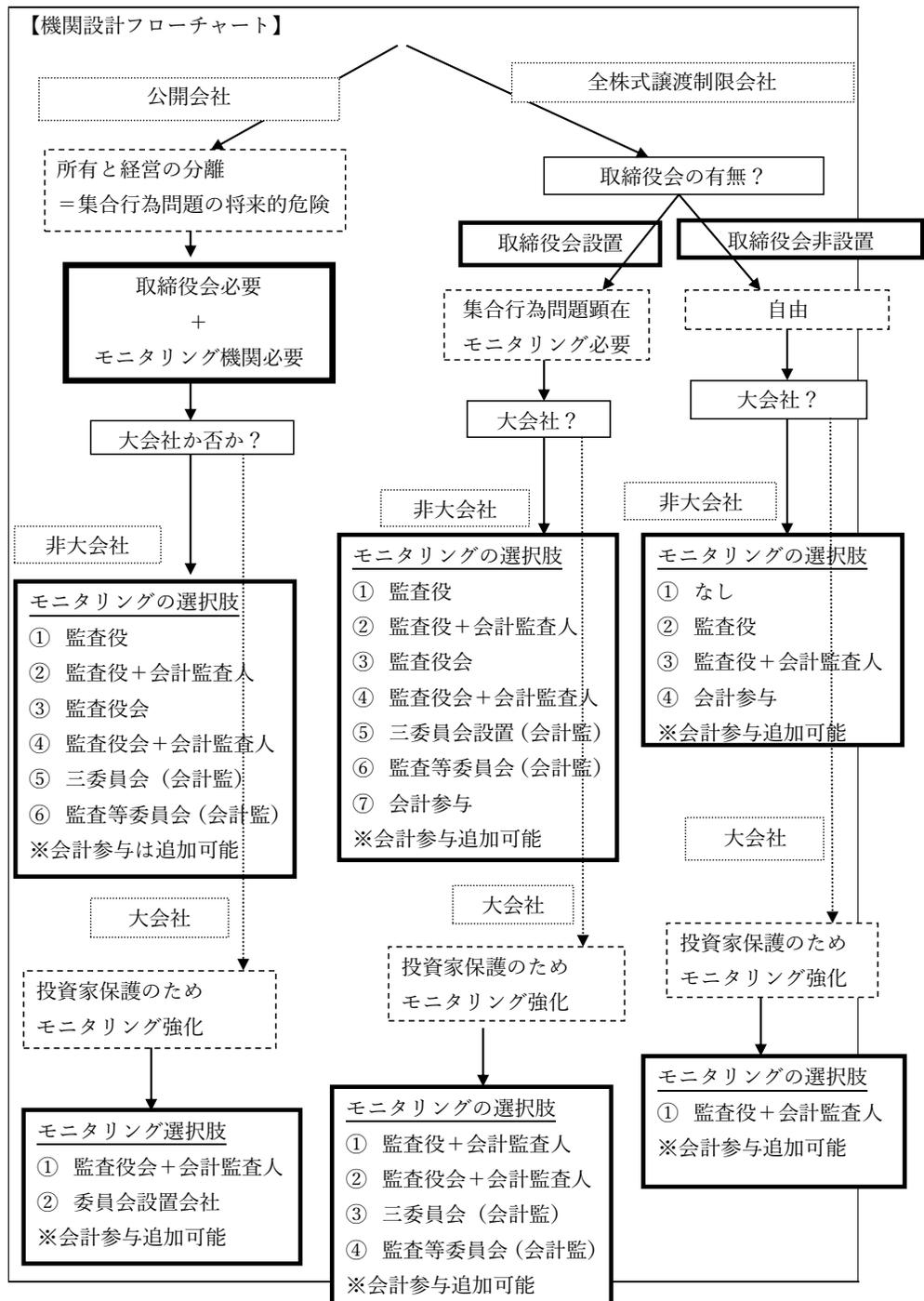
- ① **非公開会社**：株式譲渡制限あり
（すべての株式に株式譲渡制限あり）
- ② **公開会社**：株式譲渡制限なし

非公開会社：広範な定款自治

- かつての「有限会社」が含まれている
- 「取締役会」すら不要



- さまざまな機関構成のメニュー
 - あまり使われない機関構成もある
 - 細かい話は学ぶのは本格的な会社法の授業で
(会社法の認める機関構成の一覧は次のスライド)



←すべてを学ぶ時間はない

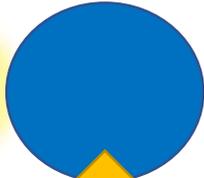
公開会社の機関設計

- 公開会社＝誰が株主になるかわからない会社
→株主に代わって経営陣を監視するためのルール＝「取締役会」
しかしその取締役の役割が機関構成によって異なる
- 大規模公開会社・上場会社で用いられるパターン
 - ① 監査役会設置会社
 - ② 指名委員会等設置会社（三委員会設置会社）
 - ③ 監査等委員会設置会社

※会社法上の「公開会社」には実態として同族企業・閉鎖的な企業・中小企業も多数含まれている。

① 監査役会設置会社

業務執行



代表取締役

選定・解職

取締役会
(取締役)

選任・解任

監査役会
(監査役)

選任・解任

株主総会

① 監査役会設置会社

- 日本の伝統的なスタイル

- 経営者（会社の業務執行を担当）＝代表取締役
- 株主総会が取締役（取締役会構成員）・監査役（監査役会構成員）を選ぶ
- 取締役会の役割
 - ① 代表取締役を選ぶ（会社法362条2項3号）
 - ② 会社の重要なビジネス（業務執行）の決定（会社法362条2項1号）
 - ③ 代表取締役によるビジネス（業務執行）の監督（会社法362条2項2号）
- 監査役（会）の役割
代表取締役と取締役のビジネス（業務執行）の監査（会社法381条1項）

- 解決策：マネジメント・ボード（management board）

取締役会をマネジメント・ボードに

- 取締役は代表取締役の部下（幹部従業員）中心

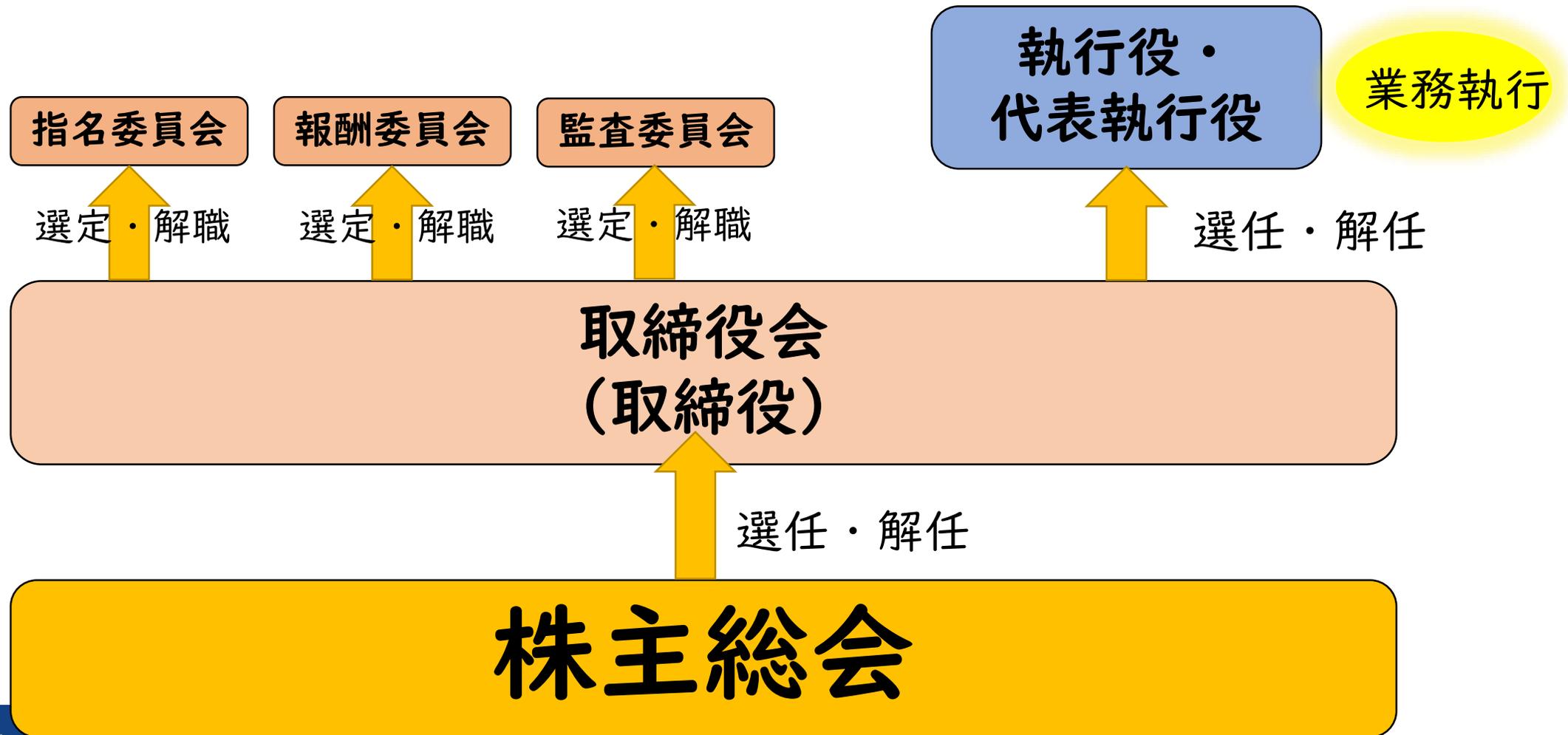
監査役が経営監督

問題点：

- 監査役の監査は「法令違反」の有無に限られる
- 監査役に代表取締役・取締役の解任権・選任権がない＝問題を発見しても何もできない

取締役会と監査役の役割が重なる？

②指名委員会等設置会社 (三委員会設置会社)



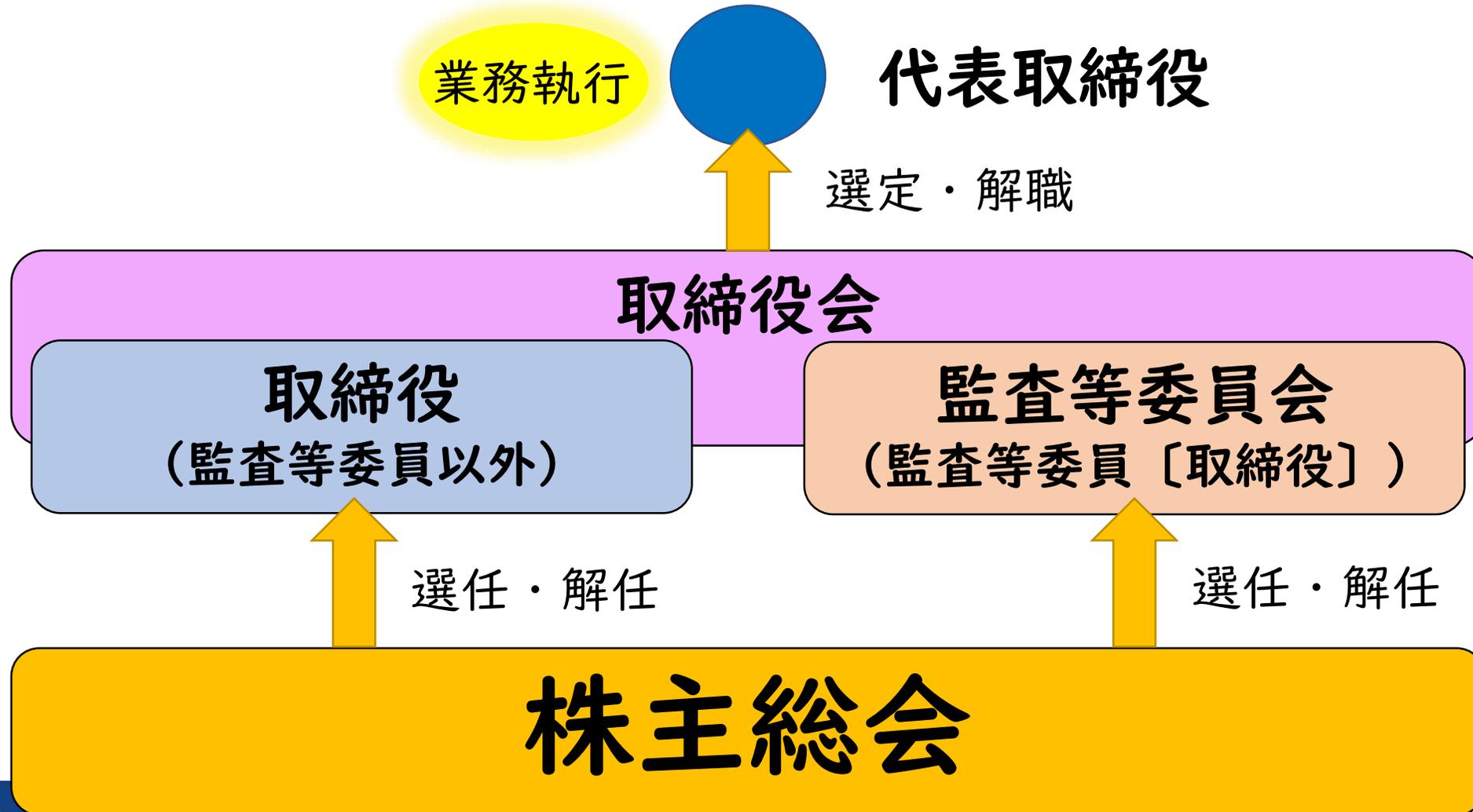
②指名委員会等設置会社 (三委員会設置会社)

- アメリカ型のガバナンスモデルの導入
 - 監査役がない
 - 取締役会：モニタリング・ボード (monitoring board)
取締役は社外の独立取締役 (independent director) 中心

↓
- 2002年商法改正で指名委員会等設置会社導入
 - 監査役を廃止
 - 株主総会：取締役 (取締役会構成員) を選任
 - 取締役会の役割：モニタリング・ボード
執行役・代表執行役 (経営陣) を選任 = ビジネス (業務執行) を行う
指名委員会・報酬委員会・監査委員会を設置
 - ① 指名委員会：取締役の任期満了時、株主総会で次の取締役選任候補者を選定 (会社法404条1項)
 - ② 報酬委員会：取締役と執行役の報酬を決定 (会社法404条3項)
 - ③ 監査委員会：ビジネスに違法行為など不適切な点がないのかを監督 (会社法404条2項)
—3つの委員会の過半数は社外取締役 (outside director) (会社法400条3項)
 - 選択制：従来型 (①監査役会設置会社も選択可能)

↓
- 不人気・普及せず (上場会社中80社程度)
理由：一部取締役の委員会による取締役候補者・報酬の決定を取締役会全体で覆せない (米国法との違い)
(しかし社内者が多い取締役会全体で委員会の決定を覆すことを認めるわけにはいかない)

③ 監査等委員会設置会社



③監査等委員会設置会社

- 2014年会社法改正で監査等委員会設置会社導入
 - ← 指名委員会等設置会社不人気の原因を克服
 - 監査役を廃止
 - 取締役会の役割：モニタリング・ボードを目指す
 - 取締役会の中に「監査等委員会」：ビジネスの監視（会社法399の2第3項1号）
 - 監査等委員会の過半数は社外取締役（会社法331条4項）
 - 指名委員会・報酬委員会は置かれない
 - 取締役候補者の選別・報酬の決定に「意見陳述権」（会社法342の2第4項・361条6項）
 - = 取締役会を拘束しない（指名委員会等設置会社不人気原因の克服）
 - 候補者選別・報酬決定に「関与」を期待
 - 監査等委員会も取締役会構成員（取締役）として取締役会で議決権行使可能
 - 選択制
- ↓
- 普及：上場会社中1421社が導入

日本の上場会社の機関設計

監査役会設置会社	指名委員会等設置会社	監査等委員会設置会社	合計
2,283社	86社	1,421社	3,790社

日本取引所ウェブサイト「コーポレート・ガバナンス情報サービス」
(2023年3月3日に作成)

<https://www.jpx.co.jp/listing/cg-search/index.html>

グループディスカッション

- ウズベキスタンの株式会社の機関設計はどのようなルールになっているのでしょうか。
- 株主総会、取締役会がありますか。
- 監査役・監査役会に相当するような機関（取締役会とも株主総会とも異なる会議体）がありますか。

なぜモニタリング・ボードを目指すのか？

・モニタリング・ボードの進展

- ③監査等委員会設置会社の採用数の増加
- ①監査役会設置会社にも任意で「指名報酬委員会」を設ける例も増加
 - 取締役会で「拘束力」のない意見陳述権
- 2019年会社法改正で上場会社には社外取締役の設置義務（327条の2）
- コーポレートガバナンス・コードで社外取締役の増員（プライム上場企業は3分の1以上）（原則4-8）・任意の指名報酬委員会の設置を推奨（補充原則4-10①）



なぜ日本ではモニタリング・ボードの推進が図られているのか？

・アメリカの真似？

なぜモニタリング・ボードを目指すのか？

- 日本経済・日本企業の低成長・イノベーションの欠如
- 質問：みなさんは日本の会社をどれほど知っていますか？
トヨタ自動車？ソニー？
- 世界で勢いのある会社
 - 米国：GAFA (Google, Apple, Facebook, Amazon) 、 Microsoft
 - 中国：BAT (Baidu, Alibaba, Tencent)
- なぜ日本企業は低成長・イノベーション欠如？
 - 従来：規制が重すぎる？→規制緩和 (deregulation)
しかし規制緩和を続けても日本の景気が良くなる気配がない
 - 日本企業の「経営者」の質の問題
従来：ミスをせず、多くの従業員から人気があり、揉め事を調整できる人材
↓
現在：新しいビジネスを起こせる人・リスクをとれる人
従業員のリストラ (解雇・人員転換) も必要⇔従業員から人気があるとは限らない
⇒**経営者の選抜方法**を変更

なぜモニタリング・ボードを目指すのか？

- どのように「経営者の選抜方法」を変えるか？
 - 株主総会？：会社法上取締役の選解任権限
上場会社の株主は分散・それぞれ保有割合小さい
→コストをかけて経営者の審査・投票をしない（合理的無関心）・「ほかの株主がやってくれる」（フリーライド）＝経営者の監視なんて無理！
↓
 - 取締役会：代表取締役選解任・株主総会提出の取締役候補者の選定権限
しかしマネジメント・ボードでは経営者（代表取締役）の影響下
経営者から独立した取締役（社外取締役・独立取締役）の活用
- 「報酬」も同様
経営者のインセンティブ：調整型人材からリスクをとる人材へ
 - 従来のルール：株主総会で決定（会社法361条1項）
総会では全員分の総額・上限額のみ
→個別の報酬額は取締役会（最判昭和60・3・26）・代表取締役（最判昭和31・10・5）が決定
↓
 - 株主総会で総額・上限額決定→社外取締役（報酬委員会）が個別額を決定

「稼ぐ力」のためのルール作り

- 2019年会社法改正
 - 上場会社には社外取締役の設置義務（327条の2）
 - コーポレートガバナンス・コード
 - 取締役会の役割：「経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備」（基本原則4・原則4-2）
 - 社外取締役の増員（プライム上場企業は3分の1以上）（原則4-8）
 - 任意の指名報酬委員会の設置を推奨（補充原則4-10①）
 - スチュワードシップコード
 - 機関投資家（株主）に向けたソフトロー
 - 投資先の企業価値の向上に協力させるための「エンゲージメント」（建設的な対話）
- ⇒ 目標：規制強化によって日本企業の「稼ぐ力」・イノベーションを強化
- 本当にできているのか？（最大の問題）

グループディスカッション

- ウズベキスタンの株式会社の取締役会のメンバー（取締役）はどのような人が選任されているのでしょうか。
- ウズベキスタンの株式会社では社外取締役（独立取締役）の選任が義務付けられていますか。
- ウズベキスタンの株式会社の取締役会にはどのような役割が期待されているのでしょうか。

質問等は気軽にメールでどうぞ

得津 晶 (Akira TOKUTSU)

mailto: a.tokutsu@r.hit-u.ac.jp

本日の授業内容の復習をしたい方へ

- 得津晶 = ヴ・ティ・リン・チ 「ベトナムの大学生のための日本の会社法入門」 東北ローレビュー 10号65-79頁 (2022)

※2020年3月に実施したハノイ法科大学でのセミナー

<http://www.law.tohoku.ac.jp/staging/wp-content/uploads/2022/03/vol10.04.pdf>

第3回 コロナ禍での株主総会

2023/03/06 (月) 10:00

「日本とウズベキスタンの会社法」

Corporate Law in Japan and Uzbekistan

講師：得津 晶（一橋大学ビジネスロー専攻）

Lecturer: Akira TOKUTSU (Hitotsubashi University Business Law)

コロナ禍と会社法

- 2020年以降のコロナ禍の会社法上の最大の問題

「株主総会」

- 株式会社は毎年、一定の時期に株主総会を開催しなくてはならない（会社法296条1項）

日本の多くの上場会社は3月末に事業年度が終了（決算）→3カ月以内の6月末に開催する例が多い

- 完全オンライン株主総会は会社法上認められていない

- もともと完全オンライン株主総会を認めていた法制：アメリカ・デラウェア州

- 時限立法・臨時でコロナ禍のみ完全オンライン株主総会を認めた法制：アメリカ・ニューヨーク州

- 2020年コロナ禍

ハイブリッド型の運用の工夫で対応

法務省：定時株主総会の開催について（2020/2/28）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

経済産業省：ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（2020/2/26）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>

経済産業省：株主総会運営に係るQ&A（2020/4/2）

https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html

→2021年特別法（産業競争力強化法改正）：バーチャルオンリー型株主総会許容

日本の株主総会のスケジュール

事業年度終了（例：3/31）

株主総会（例：6月末）



株主総会議決権行使基準日
総会から3カ月以内
（会社法124）

招集通知発送（例：6月上旬）

書面投票期間

株主総会 2週間前
（会社法299）
電子提供3週間前
（会社法325条の3）



コロナ前・日産自動車株主総会
（会社四季報オンラインより）

日本の株主総会の権限

• 株主総会の権限が広い

Cf. アメリカ法より広い・ウズベキスタン法とはほぼ同様

- 会社の役員（取締役・監査役等）の選解任権限（会社法329条）
- 計算書類の承認・**剰余金配当**の決定（or承認）（会社法438条2項・454条）

Cf. ウズベキスタン株式法53条3項：配当決定は株主総会権限

- 定款変更権限（会社法466条）
定款変更を通じて株主総会の権限を拡張可能（会社法295条2項）
- その他組織再編（合併等）の承認など

• 定足数

- 原則：議決権の過半数→定款で排除可能（会社法309条1項）
- 役員選任：原則議決権の過半数→定款で3分の1まで引下げ可能（会社法341条）
- 特別決議（3分の2以上の賛成が必要）：原則過半数→定款で3分の1まで引下げ可能（会社法309条2項）

• 書面投票制度

株主数1000名以上の株式会社は書面投票制度義務付け（会社法298条2項）

2018年上場会社株主総会参加者数上位

会社名	参加人数
JT（日本たばこ産業）	6020名
パナソニック	5672名
ドコモ（携帯電話通信大手）	4209名
日産自動車	4188名
丸紅（商社）	3794名
ファンケル（化粧品会社）	3609名
ライオン（洗剤・石鹼など）	3540名
サマンサタバサ（バッグ、ファッション）	3356名
大和証券グループ（証券会社）	3192名
三越伊勢丹（デパート）	3187名

東洋経済Press Release（2018年9月13日）

※大手企業に加えて総会参加者に「お土産」を提供する会社の参加者数が多い

2020年日本のコロナ感染症対策

- 2020/4/7：緊急事態制限（新型インフルエンザ等対策特別措置法32条）

- 住民は生活の維持に必要な場合を除いて外出の自粛
- 学校の休校・百貨店や映画館など多くの人が集まる施設の使用制限
- 対象地域：東京、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡

株主総会の物理的開催困難
• 大会議室使用制限

2020/04/16区域変更：全都道府県に拡大

2020/05/14区域変更：北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫に縮小

2020/05/21区域変更：北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川に縮小

2020/5/25：緊急事態宣言解除

- 2021/1/7：緊急事態宣言

- 対象区域：埼玉、千葉、東京、神奈川

2021/1/13区域変更：栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡に拡大

2021/2/2区域変更：埼玉、千葉、神奈川、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡に縮小

2021/2/26区域変更：埼玉、千葉、東京、神奈川に縮小

2021/3/18：緊急事態終了

- 2021/4/23：緊急事態宣言

2021/9/28：緊急事態終了

法務省：定時株主総会の開催について

1. 定款上の定時株主総会開催時期の規定

- 天災その他の事由と同様、新型コロナウイルス感染症に関して定時株主総会を開催できない状況であれば、定款規定の時期に開催する必要はない。状況が解消された後、合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りる。
- 事業年度の3か月以内に株主総会を開催しなくてはならないわけではない。

2. 定時株主総会議決権行使のための基準日

- 定款規定の基準日から変更可能。
- 新たに決まった株主総会開催日の3か月前以内の日に基準日を決め直す。
(2週間前までに公告。会社法124条3項)

3. 剰余金配当の基準日

- 定款規定の基準日から変更可能。
- 剰余金配当を実施する3か月前以内の日を基準日に決め直す。
(2週間前までに公告。会社法124条3項)

経済産業省：株主総会運営に係るQ&A

- 株主総会招集通知等で新型コロナウイルス感染防止のために株主に来場を控えるよう呼びかける
 - ⇨従来：なるべく株主には総会に参加してもらう
- 会場に入場できる株主人数を制限可能
- 株主が出席していない状態で株主総会を開催することも可能
 - 書面投票・電磁的方法による事前の議決権行使のみで決議成立
 - 招集通知やウェブサイトに記載
- 株主総会出席に事前登録制採用可能
- 発熱や咳などの症状を有する株主の入場拒絶・退場命令可能
- 感染拡大防止のために総会の時間短縮可能

経済産業省： ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド

- ・ コロナ禍以前から準備
- ・ 完全オンライン株主総会（バーチャルオンリー株主総会）を認めるものではない

2つのタイプ：いずれも現行法上適法

① 参加型：オンライン参加者は株主総会に出席しているのではなく「傍聴」しているだけ

= 当日の議決権行使・質問権の行使は不可能

② 出席型：オンライン参加者は株主総会に「出席」

= 当日の議決権行使・質問権の行使が可能

・ 留意点

- 株主への参加方法の周知（会社のウェブサイトでの公表など）
- 肖像権への配慮（質問株主の肖像権）—事前に配信する旨の告知or株主は映らないように配信
- 配信遅延（動画配信システムでは数秒から十数秒程度のタイムラグ）—余裕を持った議事運営
- 通信障害—会社が通信障害のリスクを事前に株主に告知・通信障害防止の合理的な対策（業者の専門システムの利用、バックアップ手段の確保、事前の通信テストなど）をすれば仮に通信障害が発生しても適法
- 本人確認（なりすまし対策）—ID・パスワードによるログイン
- 回答する株主からの質問の選択に恣意的な運営のおそれ—質問の回数制限・文字数制限は適法
- 動議（オンライン参加者の動議は予想できない）—対面式出席株主に動議提出を限定してもよい

ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施状況

	2019年6月	2020年6月
ハイブリッド「出席型」	0社	9社
ハイブリッド「参加型」	5社	113社

経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集（2021年2月3日策定）」

2021年：産業競争力強化法改正

- 特別法によるバーチャルオンリー型株主総会の許容
現行会社法の解釈ではバーチャルオンリー型は違法
- 2021年6月9日産業競争力強化法66条で「場所の定めのない株主総会」適法化
 - 省令（産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令）の定める要件充足
 - ① 通信の方法に関する事務責任者の定め
 - ② 通信障害対策の方針の定め
 - ③ インターネット使用に支障のある株主への配慮の方針
 - ④ 株主名簿上の株主100名以上
(株主から質問・動議を受け付ける体制)
 - 経済産業大臣及び法務大臣の確認＋定款規定

グループディスカッション

- 2020年から始まった新型コロナウイルス感染症問題が発生している間、ウズベキスタンの株式会社の株主総会はどのように開催したのでしょうか。対面式で開催しましたか。それともオンライン株主総会を開いたのでしょうか。オンライン株主総会は対面式とのハイブリッドだったのでしょうか。それともオンラインだけで株主総会を開催できたのでしょうか。
- 2020年以前からウズベキスタンの会社法は株主総会をオンラインで開催することを認めていたのでしょうか。

質問等は気軽にメールでどうぞ

得津 晶 (Akira TOKUTSU)

mailto: a.tokutsu@r.hit-u.ac.jp

第4回 会社法の論文テーマを探そう

2023/03/06 (月) 11:00

「日本とウズベキスタンの会社法」

Corporate Law in Japan and Uzbekistan

講師：得津 晶（一橋大学ビジネスロー専攻）

Lecturer: Akira TOKUTSU (Hitotsubashi University Business Law)

質問

日本法研究センター・タシケント国立法科大学を卒業後、日本への留学を考えている方はどれくらいいますか？

会社法・商法を専攻したい学生はどれくらいいますか？

研究計画書を書く前に

- 出願したい大学院の合格基準を知っておこう
各大学院のディプロマ・ポリシーやアドミッションポリシーをチェック
(先輩からの口コミもチェック)
 1. 「ウズベキスタンが日本法から学ぶ」でOK
日本法の内容を学習→ウズベキスタン法に導入することを提案
 2. 「ウズベキスタンと日本法でなぜ違うのか？」から比較法モデルを提示
 3. ウズベキスタン法・日本法+もう1か国必要

1. 「ウズベキスタンが日本法から学ぶ」

- 日本法の内容を学習→ウズベキスタン法に導入することを提案
名古屋大学法学研究科「国際法政コース」など
- ×この方法を認めない大学院も多い
日本の学位である以上、「日本法」あるいは「世界」に新しい知見を加える必要がある

2. 「ウズベキスタンと日本法でなぜ違うのか？」

- 「ウズベキスタンと日本法でなぜ違うのか？」から比較法モデルを提示
 - ウズベキスタン法研究だけから「日本法に新しい知見を加えること」は難しい
 - ウズベキスタン法と日本法との違いがなぜあるのかを説明
- ⇒ゴール：日本とウズベキスタンだけでなく世界中の法状況を説明するための「モデル」の1つを提示
- 例えば「社外取締役に期待する役割は株式所有構造が集中型か分散型かで異なる」など

3. ウズベキスタン法・日本法＋もう1か国必要

- 大学院では「外国法」の研究が必要
 - 日本に来たウズベキスタンからの留学生にとってウズベキスタン法も日本法も「外国法」ではない
- ⇒新しい国の法制度の研究を加える必要
一番厳しい基準（東京大学法学政治学研究科など）

※大学院名は過去の話。今の正しい情報は自分で調査

事前予習課題

- ウズベキスタンの日本法研究センターから日本の大学院に進学した先輩たちの中に会社法を専攻した方はいますか。その先輩たちはどういう研究テーマを研究計画書に書いたのかわかりますか。

参考：講師の過去の指導留学生の論文題目

• 博士論文

- 「組織再編における対価の不公正に関する株主保護」（2023年3月提出予定・中国）
- 「投資性生命保険商品の規制」（2021年3月提出〔英語論文〕・中国）

• 修士論文

- 「日中両国における授権資本制度に関する比較研究」（2023年3月提出予定・中国）
- 「社外取締役の役割の中日比較」（2022年9月・中国）
- 「複数議決権株式の利用と制限」（2022年3月・ベトナム）
- 「傷害保険の保険金請求の立証責任」（2021年8月予定・台湾〔交換留学生〕）
- 「買収防衛策規制とコーポレートガバナンス法制」（2013年3月提出・中国）
- 「実質債務超過会社の組織再編行為についての再検討」（2012年3月提出・中国）

研究計画書作成作戦

- 一番大事なこと

「研究」と「勉強は」違う

- 「勉強」：ほかの人が発見したこと（教科書にかかっていること）を
学び取ること・マネをすること



- 「研究」：ほかの人が発見していないこと（=新規性）を見つけること（説明すること）

研究計画には「新規性」を見つけることが必要

- 「日本で〇〇を勉強したい」ではダメ

- 「日本で〇〇を勉強して、今まで誰もやっていない□□を研究したい」という必要

研究計画書作成作戦

① 「ウズベキスタンが日本法から学ぶ」

① 「ウズベキスタンが日本法から学ぶ」

- 新規性：日本法で学んだことをウズベキスタンに応用してみること
日本人は日本法のことしか知らない・ウズベキスタンにどう応用するのは誰もやっていない
 - 日本法の最新の議論を学ぶ
 - 著名な雑誌（『ジュリスト』『商事法務』など）に掲載されている論文
 - 著名な出版社（有斐閣、弘文堂、商事法務など）から出版されている単著
 - 著名な紀要（law journal）（『法学協会雑誌』『東京大学』『法学論叢』『京都大学』など）に掲載されている論文
慶應義塾大学の『法学政治学論究』、名古屋大学『法政論集』、北海道大学『北大法学論集』、東北大学『法学』（最近のもののみ）など一部の大学の紀要はオンラインで無料で入手可能。各大学の「リポジトリ」を検索
名古屋大学：
https://nagoya.repo.nii.ac.jp/search?page=1&size=20&sort=controlnumber&search_type=2&q=556
- から最新のテーマを探す→その中でウズベキスタンにない制度を探す

しかし、日本法で最新の業績が出たばかり→新規性が弱い

研究計画書作成作戦

② 「ウズベキスタンと日本法なぜ違う？」

② 「ウズベキスタンと日本法でなぜ違うのか？」

- 新規性：ウズベキスタンと日本でなぜ法制度が違うのかの説明はまだ誰も説明していない

⇒ウズベキスタン・日本を超えてより多くの国の法制度の違いを説明するモデルを目指す
（「目指す」だけ。成功しなくてもよい）

- ウズベキスタンで話題・問題になっている点

ウズベキスタン最新の論文orウズベキスタンの新しい立法を紹介



日本人研究者にアドバイスを求める「日本で似たような問題はないか？日本ではどう扱っているか？」



ウズベキスタンと同じ

- **残念！**
- 新しいテーマを探し直す



ウズベキスタンと違う

- **おめでとう！** 研究テーマの候補発見！
「なぜ違うのか？」が研究テーマに

- アドバイスをくれる「日本人研究者」を先に見つけられるかどうか重要

研究計画書作成作戦

③ウズベキスタン法・日本法＋もう1か国

③ウズベキスタン法or/and日本法＋もう1か国（以上）

・新規性

- ウズベキスタンともう1か国（多くはアメリカ、ドイツ、イギリス、フランス）から日本法が学ぶ
- 日本法ともう1か国からウズベキスタンが学ぶ
- 日本・ウズベキスタン・もう1か国の違いから法制度の違いを説明するモデルを導く

・まず「もう1か国」を決める

- 外国語（英語orドイツ語orフランス語）の学習
- 外国法のシステムの勉強

外国法の最新の議論（最新の論文、最新の立法）を紹介



日本法・ウズベキスタンに相当する制度を考えてみる

- なぜ違うのか？
- 日本orウズベキスタンに導入可能か？

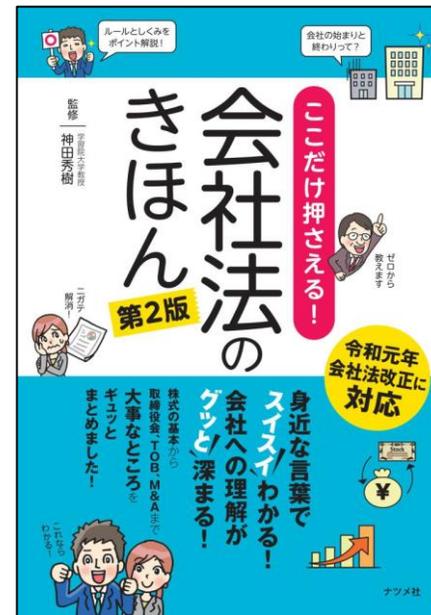
※講師は③パターンでの指導は博士後期課程のみ

付録：日本の会社法を勉強したい留学生に自習用の教科書の紹介

はじめて日本の会社法の勉強をする学生でも簡単に通読できる簡単な教科書

- 中東正文＝白井正和＝北川徹＝福島洋尚『会社法（有斐閣ストウディア）〔第2版〕』（有斐閣・2021）
- 神田秀樹編『ここだけ押さえる！会社法のきほん〔第2版〕』（ナツメ社・2020）

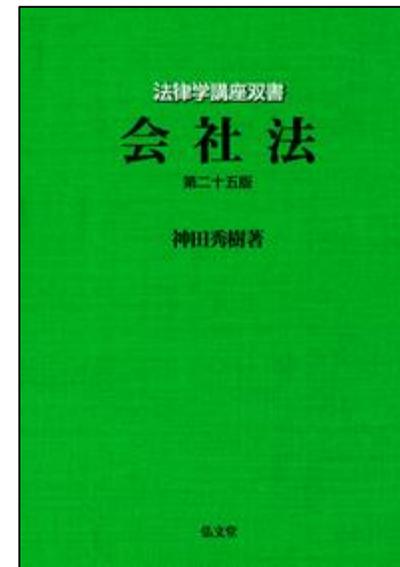
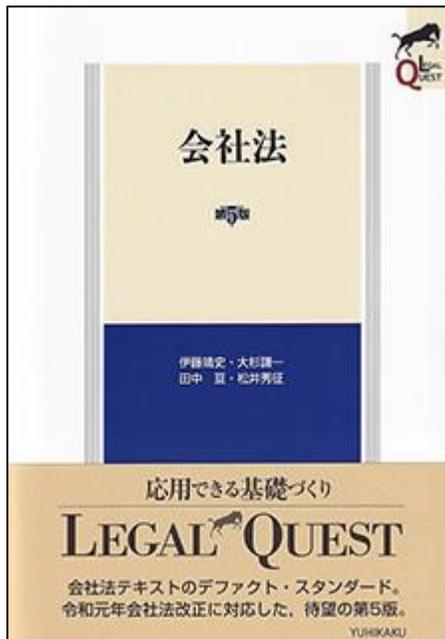
条文の引用がなく制度を理解することを第一に考えたスラスラ読める教科書



付録：日本の会社法を勉強したい留学生に自習用の教科書の紹介

日本法の理解についてある程度の水準にある学生が通読する信頼できる教科書

- 伊藤靖史＝大杉謙一＝田中亘＝松井秀征『会社法〔第5版〕（LEGAL QUEST）』（有斐閣・2021）
- 高橋美加＝笠原武朗＝久保大作＝久保田安彦『会社法〔第3版〕』（弘文堂・2020）
- 神田秀樹『会社法〔第25版〕』（弘文堂・2023/03/23公刊予定）
- 田中亘『会社法〔第4版〕』（東京大学出版会・2023/03/31公刊予定）



付録：日本の会社法を勉強したい留学生 に自習用の教科書の紹介

分からないことがあった場合に調べるために利用できる信頼できる教科書

－ 江頭憲治郎 『株式会社法 [第8版] 』（有斐閣・2021）

この本が引用している文献・論文を調べていくとよい



質問等は気軽にメールでどうぞ

得津 晶 (Akira TOKUTSU)

mailto: a.tokutsu@r.hit-u.ac.jp